

小樽商科大学附属図書館文献複写規程

(昭和48年12月5日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学附属図書館利用規程第12条第4項の規定に基づき、小樽商科大学附属図書館が受託する図書館資料の複写の申込手続き、料金等に関し必要な事項を定める。

(受託)

第2条 図書館資料の複写は、教育研究又は学習に供する場合であって、本人自ら複写することが困難である場合に限り、受託するものとする。

(複写の依頼)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ文献複写申込書を附属図書館長に提出しなければならない。

(複写料金等の納入)

第4条 学内の学科等の依頼でその経費を移算するもの以外の複写については、文献複写申込者は複写料金及び複写物送料（以下「複写料金等」という。）を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものにあつては次条の徴収猶予の許可を得た場合は、徴収を猶予することができる。

(1) 国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び大学共同利用機関法人の図書館（資料室等を含む。）

(2) 公私立大学（短期大学を含む。）の図書館

(3) 学校図書館

(4) 公共図書館

(5) その他学術研究を行うことを目的とした施設に設置された図書館及びこれに類する施設（国若しくは地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置するものに限る。）

3 納付した複写料金等は、還付しない。

(徴収猶予)

第5条 複写料金等の徴収猶予を希望する機関の長は、あらかじめ学長に複写料金等に係る徴収猶予の申請をしなければならない。ただし、国立情報学研究所のILL料金相殺サービスに加入している機関にあつては、この限りではない。

2 学長は、その申請が研究者に対する迅速な図書館資料の提供を目的とすると認められる場合、許可するものとする。

3 徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(複写料金)

第6条 複写料金は、次のとおりとする。

(1) 電子式複写方式による複写

A3判以下1枚につき (白黒) 学内者15円 学外者35円

(カラー) 学内者35円 学外者55円

(2) リーダープリンターによる複写

A3判以下1枚につき 学内者15円 学外者35円

附 則

この規程は、昭和48年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月29日から施行する。

様式 文献複写申込書 (略)